

専決処分書

令和2年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第3号)

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和2年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
別記のとおり

令和3年3月31日

伊丹市長 藤原 保幸

令和 2 年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 3 号)

令和 2 年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 , 3 4 6 千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 1 0 6 , 1
5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,493,675	46,346	2,540,021
	1 後期高齢者医療保険料	2,493,675	46,346	2,540,021
歳 入 合 計		3,059,809	46,346	3,106,155

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,955,331	46,346	3,001,677
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,955,331	46,346	3,001,677
歳 出 合 計		3,059,809	46,346	3,106,155

1 歳 入

歳入歳出補正予算事項別明細書

款 項 目			補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料			2,493,675	46,346	2,540,021
	1	後期高齢者医療保険料	2,493,675	46,346	2,540,021
		1 後期高齢者医療保険料	2,493,675	46,346	2,540,021
歳入合計			3,059,809	46,346	3,106,155

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	46,346	現年度分 41,096 過年度分 単位 5,250

2 歳 出

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 後期高齢者医療広域連合納付金			2,955,331	46,346	3,001,677	－	－	46,346
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		2,955,331	46,346	3,001,677	－	－	46,346
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,955,331	46,346	3,001,677	－	－	後期高齢者 医療保険料 46,346

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
—			
—			
—	18 負担金補助及び交付金	46,346	(18 負担金補助及び交付金 保険料納付金 46,346)
—			